

事業主の
皆さまへ



被扶養者資格の 再確認とご提出のお願い

保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るために、協会けんぽでは、「健康保険法施行規則第50条」に基づき、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認を毎年度実施しています。今年度は、扶養解除となる可能性が高い方に絞って確認を実施しますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

〈確認対象となる方〉 資格確認の対象となるのは、令和7年9月13日時点の被扶養者の方です。

1

健康保険の
資格が重複している
可能性が高い方

2

同居が扶養認定の要件と
なっている続柄の方のうち、
被保険者と別居している
可能性が高い方

3

令和6年中の課税収入額が
130万円(60歳以上は180万円)を
超過している可能性が高い方
(直近で認定された方を除く)

※①～③は令和7年5月12日～8月15日に実施したマイナンバー情報照会結果を基に抽出しております。

●退職された方の被扶養者が記載されている場合、被扶養者状況リストの「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日をご記入ください。資格喪失届の手続きがお済みでなければ、必ず日本年金機構へ届け出てください。

本リーフレットとともにお送りしている主なもの

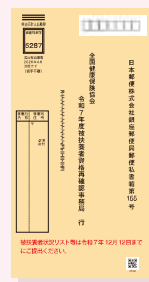
●被扶養者状況リスト

変更状況に
関わらず
必ず提出
(毎年提出)

●被扶養者調書兼異動届(解除用)

被扶養者資格を
解除する
場合提出

●返信用封筒



※被扶養者状況リストの「事業主控え」はないため、必要に応じてコピーを保管してください。

！ 被扶養者資格を確認し、被扶養者状況リストを必ずご提出ください。

提出期限

令和7年12月12日(金)必着

〈お問い合わせ〉
被扶養者状況リスト等の
記入方法について

専用ダイヤル(令和8年2月27日まで)

0570-020-024

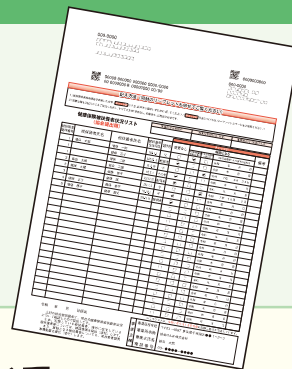
受付時間 月～金曜日/8:30～17:15

※土・日・祝日・年末年始(12月27日から1月4日)は除く



確認の流れ

「被扶養者状況リスト」をご確認いただき
以下の流れで確認・記入・提出をお願いします。



被扶養者状況リストに記載している被扶養者一人ひとりについて、
認定要件を満たしているか確認するための書類の提出を従業員に求めます。

1

リスト確認

要件確認

健康保険被扶養者状況リスト (協会提出用)						管轄の年金事務所	事業所整理記号(年金)	事業所記号(協会けんぽ)
被保険者 整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者 生年月日	続柄	変更なし	チェック		備考
						被扶養者調書兼 異動届を添付	日本年金機構 へ届出済	
1	健保 太郎	健保 一郎	S25.1.1	父	☐	☒	☐	令和 年 月 日
1		健保 花子	S56.12.12	配偶者	☒	☐	☐	令和 年 月 日
1		健保 三郎	R1.9.10	子	☐	☐	☒	令和 7年 9月 24日
2	協会 太郎	協会 二郎	H3.5.4	その他	☒	☐	☐	令和 年 月 日
3	健康 大輔	健康 愛子	S35.12.12	配偶者	☒	☐	☐	令和 年 月 日
3		健康 誠	S62.7.4	子	☐	☐	☒	令和 7年 10月 2日
4	健保 京子	健保 恭平	H2.10.5	子	☒	☐	☐	令和 年 月 日
5	健康 厚子	健康 翔太	S55.11.11	配偶者	☒	☐	☐	令和 年 月 日

詳細はP.4~5

2

記入

確認の結果、
認定要件を満たしている方は、
「変更なし」欄にチェック☑します。



3

記入

提出

認定要件を満たさなかった方は、「解除となる」欄の
該当する欄にチェック☑し、被扶養者調書兼異動届(解除用)をご提出ください。

扶養解除の手続きを迅速に行うため、可能な限り電子申請により
日本年金機構へ扶養解除手続きを行ってください。

詳細はP.6

4

記入

事業主欄に記入します。

※被扶養者状況リストが複数枚ある場合、
2枚目以降の事業主欄は記入不要です。

事業主欄	事業所所在地	〒123-4567 東京都千代田区●● 1-2-3
	事業所名称	協会けんぽ株式会社
	事業主氏名	協会 太郎
	電話番号	03-●●●●-●●●●

5

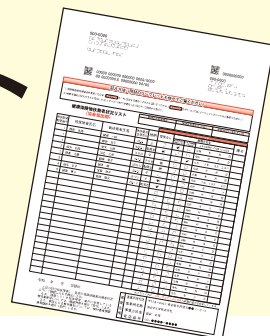
提出

記入済みの被扶養者状況リスト等を返信用封筒にて郵送します。
※被扶養者資格再確認以外の書類は同封しないでください。



確認観点フローチャート

「被扶養者状況リスト」に記載されている方について、
以下の手順で確認を行ってください。



手順
1



資格重複確認

P.4へ

- 就職等により健康保険に入っているが、扶養解除の手続きを行っていない。
- 被扶養者状況リストに同じ名前の被扶養者が載っている。

該当者なし

該当者あり

手順
2



同居確認

P.4へ

- P.4の続柄の図で「被保険者と同居していることが要件」の被扶養者が被保険者と別居している。

該当者なし

該当者あり

手順
3



収入確認

P.5へ

- P.5の収入要件を超える収入が見込まれる。
※一時的な収入変動を除く

該当者なし

該当者あり

被扶養者の解除手続きが必要です

被扶養者状況リストの
「変更なし」欄にチェック☒し、
返信用封筒でご返送ください。

扶養解除の
提出書類

P.6へ



確認観点

手順1から3をご確認ください。

手順

1



資格重複確認

確認
A

被扶養者が就職し、健康保険組合等の被保険者として資格を有していますか？

はい

扶養解除のお手続きを行ってください。

P.6参照

確認
B

同一の被扶養者の名前が被扶養者状況リストに重複して記載されていますか？

はい

扶養認定日を確認する必要があるため、ご加入の協会けんぽ支部へご連絡ください。
その後、扶養解除のお手続きを行ってください。

P.6参照

協会けんぽ支部の連絡先はこちら ▶

協会けんぽ 都道府県支部 | 🔍 検索



手順

2



同居確認

確認
A

以下の図で「被保険者と同居していることが要件」の被扶養者が被保険者と別居していますか？

はい

扶養解除のお手続きを行ってください。

P.6参照

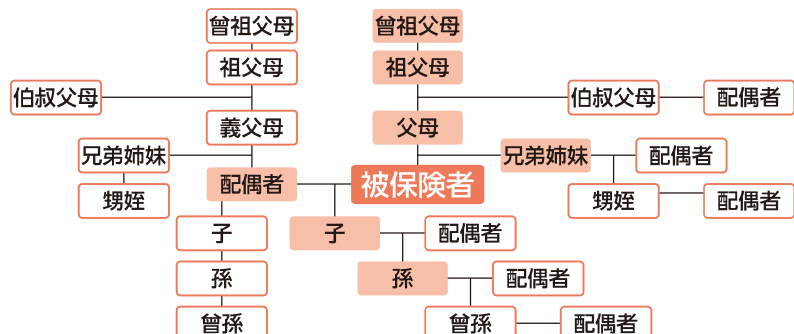
〈主な確認書類〉○被保険者と被扶養者の住民票

協会けんぽへ確認書類の提出は不要です

〈被扶養者となれる続柄〉

被保険者と同居して
いなくてもよい人

被保険者と同居している
ことが要件の人





収入確認

同居している場合

確認
A

被扶養者の年収★が130万円未満*1で、かつ被保険者の年収の半分未満*2ですか？

いいえ

扶養解除のお手続きを行ってください。 P.6参照
ただし、年収が130万円*1を超過する場合は

確認
C

をご確認ください。

〈主な確認書類〉

- 給与確認書類:直近3か月分の給与明細のコピー、離職票のコピー
- 年金確認書類:直近の年金額改定(振込)通知のコピー

協会けんぽへ確認書類の提出は不要です

別居している場合

確認
B

被扶養者の年収★が130万円未満*1で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないですか？

いいえ

扶養解除のお手続きを行ってください。 P.6参照
ただし、年収が130万円*1を超過する場合は

確認
C

をご確認ください。

〈仕送りの事実と仕送り額が確認できる主な確認書類〉

- 送金者名・受取人名・仕送り額が確認できる預金通帳の写しや、振込明細書/現金書留の控えの写し等 ※学生の場合は確認不要です。

協会けんぽへ確認書類の提出は不要です

被扶養者の年収が収入要件を超えている場合

確認
C

被扶養者の年収が130万円*1を超えている場合、収入増加の原因が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものですか？

はい

人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に130万円*1を超過している場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェック☑のうえ、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を添付してください。ただし、過去2年で2回、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を提出しており、今回も超過している場合は、扶養解除のお手続きを行ってください。 P.6参照

いいえ

(年間収入が継続的に)130万円*1を超過する見込みである場合、扶養解除のお手続きを行ってください。 P.6参照

*1 令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満(その年の12月31日時点の年齢)の場合は、150万円未満となります。(被保険者の配偶者を除く。)なお、被扶養者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する場合は、引き続き180万円未満となります。

*2 被扶養者の年収が被保険者の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

★被扶養者の年収とは？

給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金のことをいいます。

給与所得者の場合

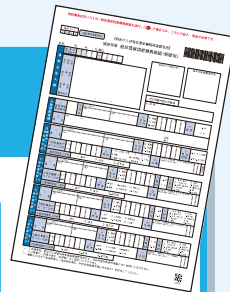
総収入額を年収とします。

自営業者の場合

年間総収入から直接的経費*を差し引いた額とします。

*直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費(例:製造業における原材料費、小売業における仕入れ費)であり、それ以外の費用(例:公租公課、宣伝費)は差し引くことはできません。

扶養解除の提出書類



確認

既に日本年金機構へ扶養解除の手続きをされた方が被扶養者状況リスト内にいますか？

はい

いいえ

提出書類

●被扶養者状況リスト

被扶養者 生年月日	続柄	変更なし	解除となる 日本年金機構への届出日	備考
SS11	父	☐	☒	令和 年 月 日
SS12	配偶者	☒	☐	令和 年 月 日
SS13	子	☐	☒	令和 7年 9月 24日

「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日を記入してください。

確認

日本年金機構へ電子申請を行えますか？

いいえ

確認

手続きをお急ぎですか？

※通常、提出から決定通知書の送付まで1~2カ月かかります

いいえ

はい

はい

提出書類

協会けんぽへ

●被扶養者状況リスト

被扶養者 生年月日	続柄	変更なし	解除となる 日本年金機構への届出日	備考
SS11	父	☐	☒	令和 年 月 日
SS12	配偶者	☒	☐	令和 年 月 日
SS13	子	☐	☒	令和 7年 9月 24日

「被扶養者調書兼異動届」にチェック☑してください。

●被扶養者調書兼異動届

●解除となる方の保険証等*

提出書類

日本年金機構(事務センター)へ

紙媒体で被扶養者(異動)届を送付してください。

協会けんぽへ

●被扶養者状況リスト

被扶養者 生年月日	続柄	変更なし	解除となる 日本年金機構への届出日	備考
SS11	父	☒	☐	令和 年 月 日
SS12	配偶者	☐	☒	令和 年 月 日
SS13	子	☐	☒	令和 7年 9月 24日

「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日を記入してください。

●解除となる方の保険証等*

提出書類

日本年金機構へ

被扶養者(異動)届を電子申請してください。

協会けんぽへ

●被扶養者状況リスト

被扶養者 生年月日	続柄	変更なし	解除となる 日本年金機構への届出日	備考
SS11	父	☐	☒	令和 年 月 日
SS12	配偶者	☒	☐	令和 年 月 日
SS13	子	☐	☒	令和 7年 9月 24日

「日本年金機構へ届出済」にチェック☑のうえ、届出日を記入してください。

●解除となる方の保険証等*

*保険証・資格確認書を紛失した場合「健康保険被保険者証回収不能届」または「健康保険資格確認書回収不能届」へ記入のうえ、被扶養者(異動)届に添付してください。

「回収不能届」のダウンロードはこちら ▶

日本年金機構 回収不能届 | 🔍 検索



よくあるご質問

よくある質問集が協会けんぽホームページよりダウンロードいただけますのでご活用ください。

Q

本人への確認はどのように行えばよいですか。

A

事業主様から被保険者の方に対して、文書または口頭によりご確認をお願いいたします。文書により確認する場合、協会けんぽホームページに掲載している「健康保険被扶養者資格再確認調査票」をご活用ください。

Q

別居している被扶養者がいますが、なぜ仕送りを行っていることの確認が必要なのですか。

A

被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合とは異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入(仕送り)によって成り立っていることを確認する必要があります。仕送りをしていない、被扶養者本人の収入よりも仕送り額が少ないなどの場合は、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとはいえないため、被扶養者として認められないことになります。